令和6年度第1回青森市男女共同参画審議会 会議概要

【開催日時】令和6年5月22日(水) 9時45分~11時45分

【開催場所】青森市役所柳川庁舎 2階 講堂

【出席委員】青山直人委員、木下晴耕委員、佐藤恵子委員、澤田晃式委員、 成田耕造委員、三浦博美委員、三上美紀子委員《計7名》

【欠席委員】篠崎有香委員、柴田美穂子委員

【事務局】市民部長 佐藤秀彦、市民部次長兼行政情報センター所長 木村久美子、 人権男女共同参画課長 中田真紀子、主幹 綿谷佑馬、主査 斉藤夕紀

【次 第】

- 1 開 会
- 2 市民部長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 青森市男女共同参画プラン関連事業の令和5年度の実績について
 - (2) 令和6年度 青森市男女共同参画プラン 推進状況報告書(案) について
 - (3)「(仮称) 青森市男女共同参画プラン」現状と課題(案)及び基本方向(案) の検討について
 - 4 その他
 - 5 閉 会

【会議概要】

(1) 青森市男女共同参画プラン関連事業の令和5年度の実績について

事務局から資料1について説明。

質疑応答・意見

○委員

資料8ページの子宮頸がん検診と乳がん検診の受診率以外の項目は高い数値だが、この項目だけは顕著に低い。これはどういったことが要因か。

○事務局

平成28年度から算定方法が変わっているので、極端に低い状況になっている。

この基準値は平成26年度の実績値を基に作られており、当時平成27年度までは対象者が国保の加入者、生活保護の受給者、後期高齢者医療制度加入者から施設の入所者を除外した数が分母であったが、平成28年度から当該検診の対象年齢の住民全員が分母になったた

め、極端に少ない数字になっている。

新しいプランにおいては、目標値の設定のしかた等担当課と調整する。

○委員

資料の11ページ、青森市 DV 相談支援センターの周知度は、男女共同参画講座の受講者を対象としたアンケート調査をもとに計算されているが、実際の受講者内訳を伺いたい。

全数調査であれば青森市の実情を反映しているが、アンケート調査をする標本が青森市を どれだけ反映するかが大事である。今回、DV 相談支援センターの周知度が上がってきている が、男女共同参画講座の受講者を対象としたアンケートであった場合、男女共同参画に興味 のある人に集中して数値を取っているので、青森市全体として見たときに多少のバイアスが かかってくるのではないか。

このため、どれくらいバイアスがかかるかということを考えて、周知をもう少し増やした ほうが良いかなどを判断するのがいいと思う。

もう一つは提案で、男女共同参画に関連して、夫婦で家事育児、家族で家事育児介護などを分担していることに対する感謝の言葉を募集しているという記事があった。青森市でも分担されていることに対する感謝の言葉を募集してはどうか。例えば、男女共同参画週間の王林さんのイベントを YouTube で配信したとあったので、感謝の言葉を世の中に紹介して配信するというのがあっても良い。

○事務局

アンケートについては手元に資料がないため追って回答する。

○会長

バイアスがかからないような、できるだけフラットな形での周知度を示す必要があるのは、 おっしゃるとおり。

○委員

バイアスがかかり、事業の方向性が変わってしまうより、バイアスがかかっているかもしれないということを考えて、事業を判断してもらいたい。

後半の意見は、例えば、チラシ等で感謝の言葉が目に触れるということがあっても良い。

○事務局

昨年度ジェンダー川柳ということで男女共同参画に関する川柳を募集し、男女共同参画推進月間のイベント時に優秀な作品の方に表彰を実施した。ただ、それは感謝の言葉に限定しているものではなく、普段の生活の中でのジェンダーバイアスへの気づきを与えるという意味で実施した。

○会長

今回説明された指標は、基準値が平成28年度からのもので9年目である。まず基準値を 見直すこと、それを踏まえての目標値を新しいプランで見直しが必要である。

そもそも、指標そのものがこれで妥当かどうかの検討も今後課題になる。

(2) 令和6年度 青森市男女共同参画プラン 推進状況報告書(案) について

事務局から資料2について説明

質疑応答・意見

○会長

数値目標の現状値があり、令和5年度の目標状況及び令和6年度以降の方向性をみると、 すべて継続となっている。これから策定して変わる可能性があるものを今の時点で継続と載 せてしまってよいのか。

○事務局

計画は令和5年度で終了することから、今回の令和5年度の報告書には令和6年度以降の 方向性は載せないということで資料を修正し公表する。

(3)「(仮称)青森市男女共同参画プラン」現状と課題(案)及び基本方向(案)の検討について

事務局から資料3について説明

質疑応答・意見

○会長

委員からの事前の意見について、基本方向 2 安心して暮らせる社会づくり主な取組 1、女性に対するあらゆる暴力の根絶という文言をあらゆる暴力の根絶に変えることについて検討する必要はないか。DV、性加害・性暴力、ハラスメントなどは、今や性別に関わりなく加害者、被害者のいずれにもなり得る現状に即した表現の方がいいのではないかと感じました。という意見について、委員の方々のご意見を伺いたい。

○委員

国、県の言葉では、重点目標の8に「女性に対する」と出ているため、統一してもよいのではないか。

○委員

今の意見は大事だと思うが、ここの部分で「女性に対する」を取ってしまうと、あらゆる暴力の根絶は大事だが、あらゆる暴力とだけ書いてしまうと非常に大きな問題となり、男女共同参画プランでは意味が伝わりにくい。DV やハラスメントといったものを考えているが、そこでは性別を問わないということであって、これについてはこのままで致し方ないと考える。

○会長

大きな標題の部分で「女性に対する」を取り、「あらゆる」にしてしまうのは、男女共同参画という観点からそういうものすべてを網羅するというのは、難しいのではないか。 女性を女性と強調することに対する色々な意見が出ているので、それに対する意見も理解できる。

○委員

「女性」があったほうがいいと思う。このプランの目的と方針があって事業があって事業が行われていくという時に、今一番どの人の状況をより良いものにしていくということを考えれば、その対象を表現から外すことは難しいのではないか。

資源が無限にあって、すべての人のことを考えることができればいいが、有限な資源の中で事業を行っていかなければいけないので、事業の目的を考えると「女性」があったほうがいいと考える。

○委員

「女性に対する」という言葉は取らないほうがいいと考える。対象が広がってしまってということで、委員が言われた通りかなと思う。別の適切な表現が何かないかと考えている。

○委員

私もこのままがよいと考える。

○委員

すべての人の人権を尊重するという意味だと思うが、この場合はやはり「女性に対する」 を残したほうがよいと思う。

○会長

今の提案について、こちらの委員の結論としては、この文言のままということでまとめま す。

事務局から資料4について説明

質疑応答・意見

○会長

旧プランは、男女共同参画社会実現のための意識改革理解の促進という大きな見出しがあり、その下に現状と課題というのがあり、そこにいくつか項目がある。さらにその下に、男女共同参画意識の状況という構成になっているが、新プランも同じような構成になっているのか。

○事務局

旧プランと同じような形で並べて比較している。

○会長

2ページの下、青森市男女共同参画プラン基本方向(案)と資料3にある基本方向1、2、3は基本方向と言葉が同じなので混乱する。資料4の第1章は資料3の基本方向1なので、混乱する。資料4の2ページにある基本方向を基本的な視点など別な表現にした方がよいと考える。検討いただきたい。

事前にもらっている委員からの意見について、今後、「(仮称) 青森市男女共同参画プラン」のどこかに現プランの計画策定の目的にあたる項目で、持続可能で誰ひとり取り残さない社会実現に向けた世界共通の目標である SDGs、およびその 17 のゴールのうち目標 5 としてジェンダー平等を実現しようと掲げられていることに触れた方がいいのではないかと考える。とある。これは今後の検討でよいと思う。

資料4の3ページ行番号1、令和5年12月に実施した市の男女共同参画に関する市民アンケートでは、配偶者から暴力を受けたことがあると回答した人が12.2パーセントとなっており、そのうち男性が4.7パーセント、女性が17.9パーセントとなっている。この文言は、暴力を受けたことがあると回答した人のところに、「全体で」、を入れていただきたい。さらに、「男女別では、男性が4.7パーセント女性が17.9パーセント」という表現にしてほしい。「そのうち」となると、内訳のようだがそうではない。

3ページ行番号4、「男女共同参画社会とは日本国憲法にある個人の尊重、男女平等理念の 実現を前提に男女が一人の人間として敬意を払い合う社会であり」という文言については、 「敬意を払い合う」というよりも「個人として互いを尊重し合う」という表現の方が明確で はないかと思う。「敬意を払い合う」の部分について、抵抗感があるので検討してほしい。

3ページ行番号6、「『子供の最善の利益』の保障に基づき子供の権利の尊重の明言化を図るため」とあるが、「明言化」ではなく「明文化」と思う。

4ページ行番号17、「加害者と被害者にならないため」のところを「加害者にも被害者に もならないため」の、にしていただきたい。

4ページ行番号20、「DV 被害者については身の安全の確保とともに、加害者から離れての自立した」、のところで「離れての」の、「の」がいらないのではないか。

6ページ行番号5、令和5年12月実施した市の男女共同参画に関する市民アンケートでは、「家庭生活において男女は平等である」と回答したのは35.2パーセントと低くなっています。」のところは、「全体で35.2パーセント」と記載し、男女別についても入れていたきだい。

文言については以上。

○委員

2ページ行番号17、新しいプランで追加され、設けられたところだが、結婚・出産育児、 更年期、家族の介護とあり、その背景にある性別による固定的な役割分担の意識など構造的 な課題を解消する必要があります。については、とても大事な視点だなと考える。 この新しい課題は国の計画から引用したものか、それとも、青森市のオリジナルか。

○事務局

国の骨太の方針に記載されている内容であり、そういった背景から市では昨年度からこういったことに対応して働く女性の支援を行う事業を始めている。そこに呼応する形で課題として記載している。

○委員

とてもいい視点だと思うが、他の項目を見ると、「〇〇を図る」や具体的に何かを取り組むという表現があるので、何か具体的なところがもう少し補強されるとより良いものになると感じた。

○会長

具体的にここの段階で表現したほうがいいということだが、具体的な取り組みや何か事業 は答えられるか。

○事務局

他の意見等も含めて、検討して後日改めて回答する。

○会長

事前の委員からの意見について、資料4の2ページ行番号12、「ワークライフバランスを実現し、男女が共に働き続けられるようにするためには」、の文言のところを「男女がともに希望に応じて働き続けられるように。」あるいは、「男女がともに希望どおりに働き続けられるように」とするのがいいのではないか。すべての人が働き続けたいと望んでいる、もしくは働き続けるべきであるかのような誤解を招くと考えたから、という意見についてはいかがか。

職業継続は基本であり、性別役割分担の解消といった時には、男女が共に働く、家庭的地域生活も共に担うという点では、働き続けることを可能にするというのは、特に押し付けには当たらないと個人的には思う。希望に応じてとすると、働き方も含めてしまうので、むしろ曖昧になってしまうと感じる。

○委員

6ページ行番号11、教育学習活動の状況とあり、旧では「教育学習、学校、家庭、地域といったあらゆる場面において私たちの視野を広げ、多様な選択を可能にする教育、学習の充実を図る必要がある」と記載しており、新プランでは、「学校教育、社会教育の充実を図る必要があります」とある。学校教育と社会教育を通して最終的に家庭教育に落とし込むのが一番大事なのではないかなと思うので、家庭教育という言葉が入るのがいいのではないのかなと思う。

学校教育と社会教育の充実は大事だが、最終的にそこで得た内容を家庭の教育に落とし込み、 子供たちに親の背を見せるという内容になれば良い。

親の影響が強いので、いくら社会や学校で学んでいても、家の中で父母の役割が平等であれば、自分もこういう風に将来家庭を築かなければいけない、という事が分かると考える。

○会長

家庭教育が非常に重要だということは異論ないが事務局はどう考えるか。

社会教育の中に家庭教育が入っているという考え方もある。大人に対する教育、成人に対 する教育というものある。

○事務局

表現については、今の意見を踏まえ改めて調整させていただきたい。

○会長

例えば、多様な選択を可能にする学校教育、社会教育の充実を図り、家庭教育に反映させる必要があります。など、並列ではなく入れてはどうか。

○事務局

旧プランの主な取り組みとして、「家庭における男女平等教育の推進」があるので、今回の新しいプランの中でも家庭教育の推進というような言葉を加える形で検討し回答したい。

○委員

1ページ行番号9、「市の附属機関の委員」の部分が、新しいプランでは「市の審議会等の 委員」に表現が変わっている。表現が審議会等に変わることによって、対象が大きくなるの か。

○事務局

対象は同じであり、「附属機関」という言葉がわかりにくいため、「審議会等」と用語自体 を変えた。指標で計るとすれば、中身はまったく同じ数字になる。

○委員

4ページ行番号11、「高齢化などの社会構造の変化に伴い、地域活動を支える担い手が不足し、地域課題も多様化」とあるが、高齢化以外にも担い手が不足している原因はあるので、ここの文言を工夫していただきたい。旧プランの「高齢化や地域の連帯意識の希薄化などが進む中」の表現が変わった理由はあるか。

○事務局

こちらは、市の新総合計画(案)で同様に現状と課題を整理しているところであり、その中の表現を引用した。

前段の高齢化という表現については、市の新総合計画(案)の表現を引用しており、合わせた表現としている。

○会長

事前の委員からの意見について、3ページ行番号10、「市内の女性団体との連携や」というところで、「市内の女性団体等との」、あるいは「市内の団体との」、「市内の男女共同参画関連団体との」、「市内の関連団体との」というようにしたらどうかとのこと。男女共同参画推進を目的とする団体は女性団体や女性だけで構成される団体に限らない、というご意見についていかが

か。

「団体等」と入れたほうがいいかもしれないと思う。「等」は入れても特に問題ないのではないかと思う。女性団体と限定してしまうとやはり語弊があるかもしれない。

次に、5ページ行番号26、「性的マイノリティであることを理由として」や、性的マイノリティについての理解のところについて。「性的指向やジェンダーアイデンティティを理由として」、あるいは「多様な性のありかたについての理解」という表現にしたほうがよいのではないかという意見。「性的マイノリティ」の特別視につながるような表現は避けた方が望ましいと考えたから、マジョリティ・マイノリティに関わらず、SOGI、性的指向とジェンダーアイデンティティは一人ひとり違い多様であることの理解促進につながると考えたからということで、このような表現に変えたほうがいいのではないかという意見がある。

○委員

趣旨はよく分かるし大事な事だと思うが、かえって分かりにくくなってしまってもいけない。提案の内容について、正しく置き換わっているのかを判断するのが難しい。

性的マイノリティを、こういう風に言い換えるというのが難しい問題であり、必ずしも性 的マイノリティという表現自体が特別視、差別的ではないので、あえて変えるところまでは 必要ないと考える。

事務局側でもご検討いただきたい。

○会長

多数派に対して、性的少数者は多様である。LGBT と括ってしまうとそこに入らない方達もいるので難しいと思う。理解の始めの段階を踏んでいき、それが当たり前になるそのプロセスの中では、分かりやすい表現が良いと考える。

男性相談についてカダールで既に実施しているが、全国的にもかなり男性の専門相談が実施されている。女性に対する暴力への対応ということで色々行われているが、その中で男性も視野に入れて、女性とは異なる立場や方法で相談を受ける必要があるのではないか。男性相談の設置や開設についてどこかに入れたい。基本的な現状と課題として入れるのが難しければ、具体的な今後の事業、取組の中で入れると青森市の独自性が出ると思う。

県では性暴力被害者支援センターで受け付けているが、必ずしも性暴力とは限らないので、この点について今後どういう形で入れられることができるか、検討課題である。

○委員

資料1、令和5年度までの施策についての説明にもあった、女性の起業家に対する支援について。青森商工会議所の1階にあおもりスタートアップセンターが開設され、創業しようとする人達の集まりの場になっており、近年、数カ月前からはそれに役立つような書籍も置いてあり、自由に借りることができるオープンな雰囲気の場になっている。

そして、そこを起点として、起業家が実践をする場所であるパサージュ広場で、飲食業等で起業してみようという方が非常に多い。

○会長

今回、結論が出たものと、またこれから検討となったものがある。今後、実際にプランの内容 を検討するに当たり、色々な課題が出てくると思う。その際には、是非率直な意見をいただきた い。